

図解・令和8年度税制改正大綱

～令和7年12月19日与党公表～

税理士法人名南経営



M E I N A N
Meinan Consulting Network

「令和8年度税制改正大綱」の概要と主要項目

- 個人所得課税においては、物価上昇局面における基礎控除等の対応などから**基礎控除・給与所得控除等の見直し**が行われる。人口減少やカーボンニュートラルといった変化に対応した豊かな住生活を実現するために**住宅ローン控除の見直し**が行われる。資産形成の促進に向けた取り組みの拡充等として**NISAの拡充**が行われる。また、税負担の公平性の確保を図る観点から**極めて高い水準の所得に対する負担の適正化**に係る措置について**見直し**が行われる。
- 資産課税においては、貸付用不動産の市場価格と通達評価額の乖離の利用による税負担の圧縮事例を踏まえ、予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を測る観点から**貸付用不動産の評価方法の見直し**が行われる。
- 法人課税においては、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から大胆な設備投資の促進に向けた税制として**特定生産性向上設備の特例の創設**が行われる。足元の賃金上昇率、人的資本への投資促進の要請、中小企業企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ**賃上げ促進税制の見直し**が行われる。国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、新たに戦略技術領域型を創設するなどの**研究開発税制の見直し**が行われる。
- 消費課税においては、インボイス制度の社会的な定着をより確実なものとする観点から、**小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置**や**免税事業者等からの課税仕入に関する経過措置**について**見直し**が行われる。

【個人所得課税】

- 基礎控除・給与所得控除等の見直し
- 住宅ローン控除の見直し
- NISAの拡充
- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し

【資産課税】

- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人課税】

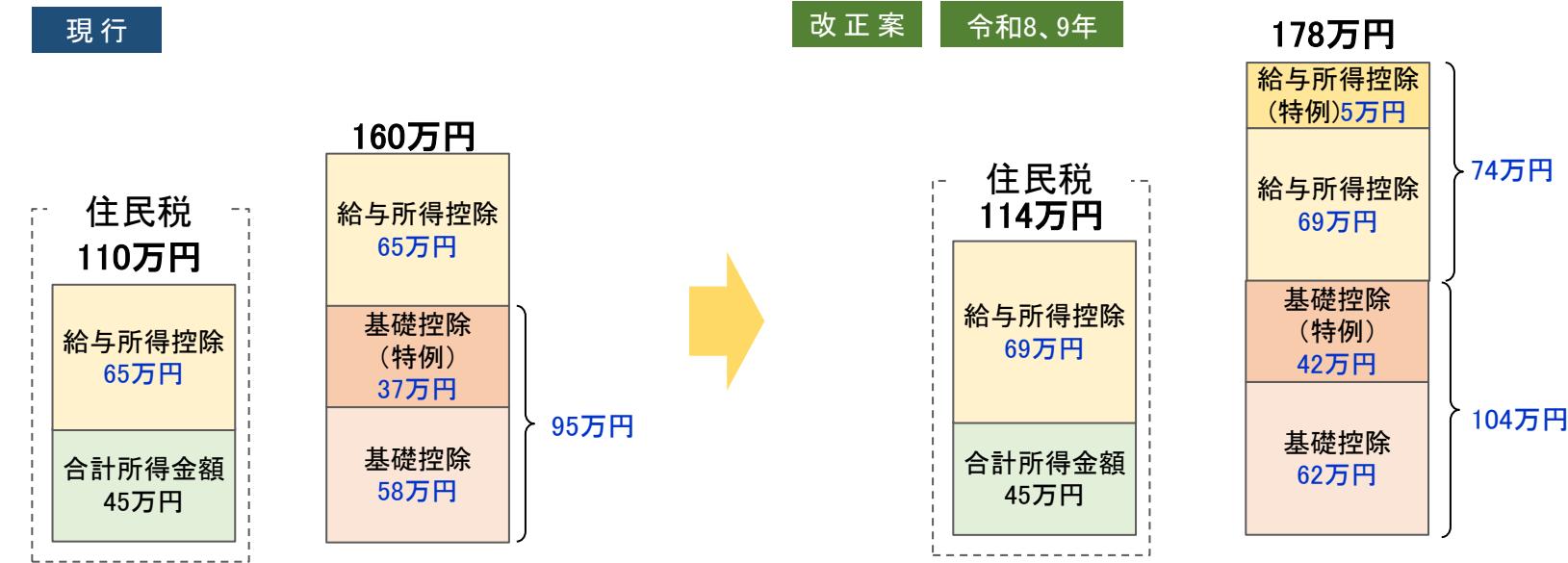
- 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
- 賃上げ促進税制の見直し
- 研究開発税制の見直し

【消費課税】

- 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置
- 免税事業者等からの課税仕入に関する経過措置

基礎控除・給与所得控除等の見直し～本人～

減税



本人の給与収入金額			内容	
現行	改正案			
	令和8、9年	令和10年以降		
110万円～	114万円～	114万円～	本人に住民税が発生し始める(自治体により基準が若干異なる)	
160万円～	178万円～	168万円～	本人に所得税が発生し始める	

(参考)個人住民税均等割における非課税限度額制度

所得金額≤基本額(35万円)×世帯人員数+10万円+加算額(21万円)

(注1)世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計 (注2)加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注3)基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

<例>級地区別個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合) 1級地:東京23区、指定都市(16/20)など 収入金額100万円から課税

基礎控除の見直し①

減税

個人所得課税 大綱P32

- 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。
- 公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。
- 令和8年分以後の所得税について適用する。
- 給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。
- 改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

合計所得金額	現行	改正案
2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円(43万円)
2,400万円超 2,450万円以下		32万円(29万円)
2,450万円超 2,500万円以下		16万円(15万円)
2,500万円超		控除なし(控除なし)

※カッコ内は住民税控除額

基礎控除の見直し②（基礎控除の特例）

個人所得課税 大綱P33

- 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。
 - イ 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 42万円
 - (ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
 - ロ 令和10年分以後の各年分 37万円

合計所得金額	基礎控除の特例	
	現行	改正案
132万円以下	37万円（恒久）	42万円（令和9年まで） 37万円（令和10年以後）
132万円超 336万円以下	30万円（令和8年まで）	42万円（令和9年まで）
336万円超 489万円以下	10万円（令和8年まで）	
489万円超 655万円以下	5万円（令和8年まで）	5万円（令和9年まで）

基礎控除の見直し③（基礎控除及び基礎控除の特例）

減税

合計所得金額	現行		改正案	
	令和7,8年	令和9年以降	令和8,9年	令和10年以降
132万円以下	95万円(43万円)	95万円(43万円)		99万円(43万円)
132万円超 336万円以下	88万円(43万円)		104万円(43万円)	
336万円超 489万円以下	68万円(43万円)			62万円(43万円)
489万円超 655万円以下	63万円(43万円)		67万円(43万円)	
655万円超 2,350万円以下	58万円(43万円)		62万円(43万円)	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円(43万円)		
2,400万円超 2,450万円以下		32万円(29万円)		
2,450万円超 2,500万円以下		16万円(15万円)		
2,500万円超		控除なし(控除なし)		

※カッコ内は住民税控除額

【ポイント】

- 基礎控除については直近2年間(令和5年10月から令和7年10月まで)の消費者物価指数の上昇率(6%)に応じた引き上げとなっている。
- 住民税の基礎控除額については変更がない。
- 合計所得655万円前後で手取りの逆転現象が生じる。

給与所得控除の見直し(最低保障額の特例の創設)

個人所得課税 大綱P32-33、34

- 紹与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。
- 紹与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための紹与所得控除後の紹与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。
- 令和8年分以後の所得税および令和9年度分以後の個人住民税について適用する。
- 紹与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき紹与等について適用する。
- 令和8年及び令和9年における紹与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。

紹与等の収入金額	現行	改正案		
		特例措置	令和8、9年	令和10年以降
190万円以下	65万円			69万円
190万円超 2,033,333円以下	収入金額 × 30% + 8万円	+5万円(2年間)	74万円	収入金額 × 30% + 8万円
2,033,333円超 220万円以下				収入金額 × 30% + 8万円
220万円超 360万円以下	収入金額 × 20% + 44万円		収入金額 × 30% + 8万円	
360万円超 660万円以下			収入金額 × 20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円		収入金額 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円(上限)		195万円(上限)	

【ポイント】

- 紹与所得控除については直近2年間(令和5年10月から令和7年10月まで)の消費者物価指数の上昇率(6%)に応じた引き上げとなっている。

住宅ローン控除の見直し①

増税

減税

個人所得課税 大綱P34-40、46

- 適用期限を令和12年12月31日まで5年延長する。
- 省エネ基準適合住宅の新築等の場合の借入限度額を2,000万円(特例対象個人の場合3,000万円)とし、令和10年以降は買取再販住宅のみを適用対象とする。
- 認定住宅およびZEH水準省エネ住宅である既存住宅の取得の場合の借入限度額を3,500万円(特例対象個人の場合4,500万円)とする。
- 省エネ基準適合住宅である既存住宅の取得の場合の借入限度額を2,000万円(特例対象個人の場合3,000万円)とする。
- 認定住宅等である既存住宅の取得の場合の控除期間を13年とする。
- 個人が取得等をした床面積が40m²以上50m²未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする(特例対象個人の借入限度額の上乗せ措置は適用できない)。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。
- 令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で減額する。

認定住宅等	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅
認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅
買取再販認定住宅等	認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの
特例対象個人	個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

【ポイント】

- 既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅については利活用促進のため大幅に拡充された。

住宅ローン控除の見直し②

増税

減税

		新築住宅等・買取再販認定住宅等			既存住宅				
居住年		令和8年～令和12年							
住宅の区分		認定住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 令和10年以降買取再販 住宅のみ対象	認定住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅 (注1)	
借入限度額	下記以外	4,500万円	3,500万円	2,000万円 (現行:3,000万円)	3,500万円 (現行:3,000万円)		2,000万円 (現行:3,000万円)	2,000万円	
	特例対象個人	5,000万円	4,500万円	3,000万円 (現行:4,000万円)	4,500万円 (現行:3,000万円)				
控除期間		13年			13年(現行:10年)			10年	
控除率		0.7%							
床面積要件		① ②以外の場合:40m ² 以上 ② 特例対象個人の借入限度額の上乗せ措置を適用する場合:50m ² 以上			① ②以外の場合:40m ² 以上(現行:50m ² 以上) ② 特例対象個人の借入限度額の上乗せ措置を適用する場合:50m ² 以上				
所得要件		合計所得金額2,000万円以下(床面積40m ² 以上50m ² 未満の場合は1,000万円以下)							

(注1) 「その他の住宅」は、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅(登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。)又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものと定めます。

NISAの拡充①

個人所得課税 大綱P48-52

- 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。
- 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。
 - イ 上記の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

(注)上記の「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年(居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けられるものをいう。
 - ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。)の受益権のうち次に掲げるものののみを受け入れることとする。

(イ) その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもの(公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が600万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。)

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注)未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

NISAの拡充②

	現行		改正案
	つみたて投資枠①	成長投資枠	つみたて投資枠② 令和9年～
対象年齢	18歳以上		0歳～17歳
投資可能期間	制限なし	制限なし	0歳～17歳
年間投資上限額	120万円	240万円	60万円
非課税保有期間	無期限	無期限	0歳～17歳
生涯非課税限度額 (総枠)	簿価残高1,800万円(成長投資枠は1,200万円が上限) ※簿価残高方式のため、再投資可能		簿価残高600万円 ※一定の要件の下 12歳以降に払出しが可能
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の 投資信託 (改正案)運用資産に株式が含 まれていれば債券比率50%超 の投信等も対象に追加	上場株式・投資信託等 ※高レバレッジ投資信託等は対 象外	つみたて投資枠①と同様

【ポイント】

- 対象年齢の判定は出生年を除きその年1月1日において行う。
- 投資商品の売却後に非課税投資枠を売却年中に復活させる改正は見送られた。
- 子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について18歳以上の制度に移行する。
- 子育て資金や教育資金を手当てしやすいよう設置されるとともに親の収入による投資可能額の差に配慮し上限額を600万円に設定している。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し

増税

個人所得課税 大綱P55

- 特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が**1億6,500万円**（現行：3億3,000万円）を超えるものとともに、**税率を30%**（現行：22.5%）に引き上げる。
- **令和9年分以後の所得税について適用**する。

基準所得金額	総所得金額及び分離課税の所得金額を合計した金額（申告不要制度を適用できる所得の金額を含む）
基準所得税額	申告不要制度を適用する所得を除いて計算した場合の申告書上の所得税の額 + 申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計した金額

・加算される所得税額

【現 行】 (基準所得金額 - 3億3,000万円) × 22.5% - 基準所得税額

【改正案】 (基準所得金額 - **1億6,500万円**) × **30%** - 基準所得税額

各種所得控除を控除しないで計算

各種所得控除を控除して計算

【ポイント】

- 3.4億円以上の株式や不動産の譲渡所得がある場合、申告不要の所得が高額となる場合に注意が必要となる。

青色申告特別控除の見直し

増税

減税

個人所得課税 大綱P55-56、58

- 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。
- 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。)との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。
 - イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
 - ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合
- 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。
 - イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
 - ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
- 令和9年分以後の所得税について適用する。

【ポイント】

- 令和7年分の収入金額が1,000万円を超える事業的規模不動産を営む者は、令和9年分の所得税において簡易な簿記記録による10万円控除の適用を受けることができない。
- 消費税の様に2期前の総収入金額の継続的な管理が必要となる。

青色申告特別控除の見直し

増税

減税

現行		改正案	
控除額	帳簿要件など	控除額	帳簿要件など
10万円	簡易簿記など	0円	簡易簿記など その年の前々年分の不動産所得(事業的規模)又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
		10万円	簡易簿記など(上記0円に該当するものを除く)
55万円	複式簿記(下記65万円に該当するものを除く)	10万円	複式簿記 (下記65万円又は75万円に該当するものを除く)
65万円	①②のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② 次のいずれかを満たす イ e-Taxを使用して確定申告書等の提出を行うこと ロ 優良な電子帳簿保存を行っていること ハ 送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般的の電子帳簿保存を行っていること	65万円	①②のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② e-Taxを使用して確定申告書等の提出を行うこと
		75万円	①②③のすべてに該当する場合 ① 複式簿記 ② e-Taxを使用して確定申告書等の提出を行うこと ③ 次のいずれかを満たす イ 優良な電子帳簿保存を行っていること ハ 送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般的の電子帳簿保存を行っていること

優良な電子帳簿とは、一定の国税関係帳簿が①②③すべての要件を満たしている電子帳簿をいう。

①訂正削除履歴の保存等 ②帳簿間の相互関連性 ③以下の条件を満たす検索機能の確保

(条件1)取引年月日、取引金額、取引先により検索ができる(条件2)日付又は金額の範囲指定により検索ができる

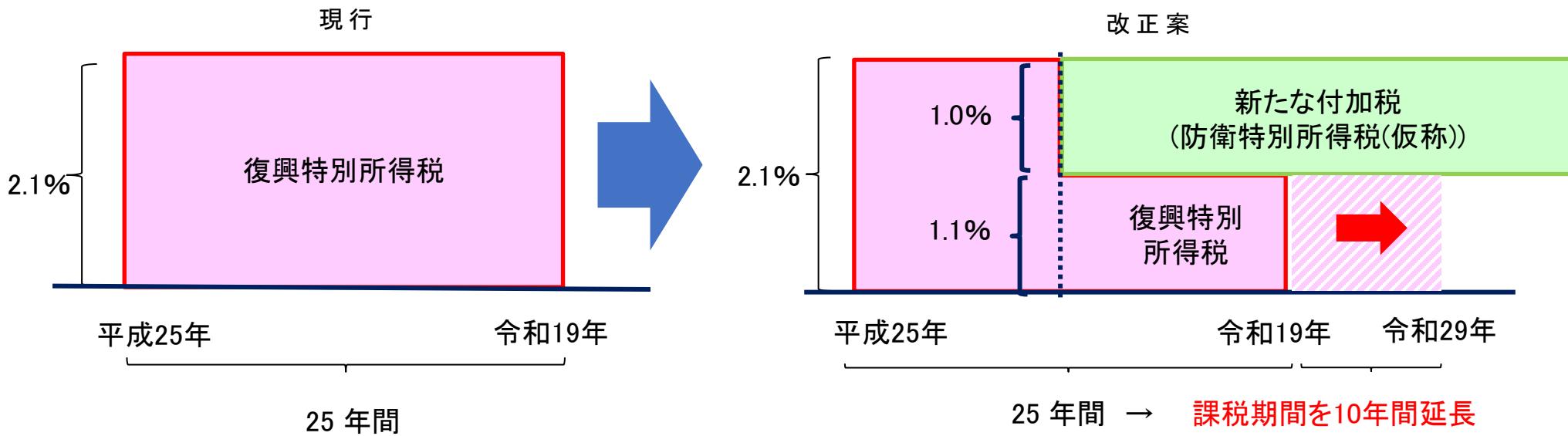
(条件3)2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索ができる

増税

防衛特別所得税(仮称)の創設等

防衛力強化課税 大綱P136

- 防衛特別所得稅額は、その年分の基準所得稅額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。
- 防衛特別所得稅の課稅期間は令和9年以後の当分の間とする。
- 基準所得稅額の計算その他上記以外の稅額の計算については、復興特別所得稅と同様とする。
- 復興特別所得稅の税率を1.1%(現行:2.1%)に引き下げる。
- 復興特別所得稅の課稅期間を令和29年まで(現行:令和19年まで)の間とする。
- 令和9年分以後の所得稅等について適用する。



【ポイント】

- 単年では負担増加はないが、復興特別所得税の延長により実質的に増税となっている。

個人所得課税に関するその他の改正項目①

【所得要件その他の措置】

個人所得課税 大綱P33-34

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる。
- 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円(現行:65万円)に引き上げる。
- 令和8年分以後の所得税および令和9年度分以後の個人住民税について適用する。
- ひとり親控除について、所得税の控除額を38万円(現行:35万円)に引き上げる。
- ひとり親控除について、住民税の控除額を33万円(現行:30万円)に引き上げる。
- 令和9年分以後の所得税および令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

【マイカー通勤手当の非課税限度額の拡充】

個人所得課税 大綱P58-59

- 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。
- 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円を上限とする。)を加算した金額とする。

個人所得課税に関するその他の改正項目②

増税

減税

【公的年金等に係る雑所得】

個人所得課税 大綱P59、62

- 紙与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、**その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。**
- 令和9年分以後の所得税について適用する。

【使用者からの食事の支給により受ける経済的利益】

個人所得課税 大綱P60、62

- 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を**月額7,500円(現行:月額3,500円)**に引き上げる。

【ふるさと納税制度の見直し】

個人所得課税 大綱P62-63

- 特例控除額の控除限度額を、**個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額**(現行:個人住民税所得割額の2割)とする。
道府県民税 77万2千円(指定都市に住所を有する者の場合、38万6千円)
市町村民税 115万8千円(指定都市に住所を有する者の場合、154万4千円)
- 令和10年度分以後の個人住民税について適用する。
- 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額(「寄附金活用可能額」(仮称)という。)が当該寄附金の合計額の**100分の60に相当する金額以上**であること等の基準その他都道府県等による寄附金の用途に係る基準を加える。
- 令和8年10月1日以後に効力を生ずる指定について適用し、所要の経過措置を講ずる。

特例承継計画等の提出期限の延長

減税

資産課税 大綱P65-66

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長し、令和9年9月30日までとする。
- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長し、令和10年9月30日までとする。



【ポイント】

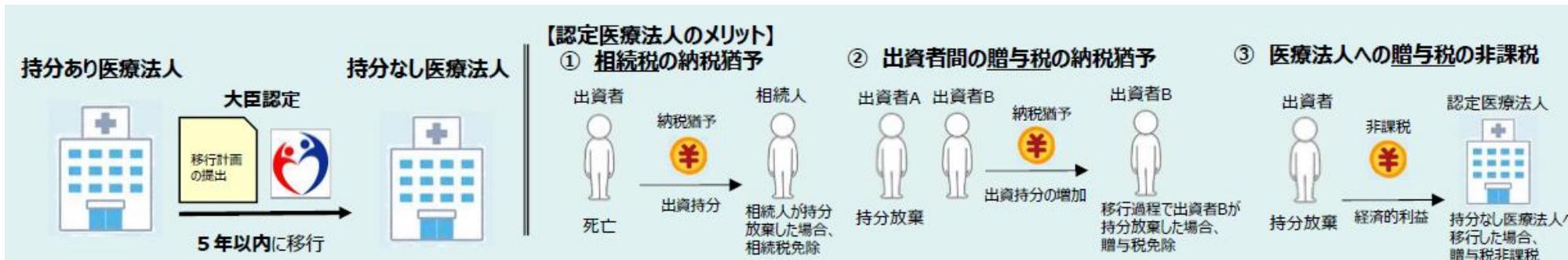
- 特例制度の適用期限については、従前のとおり令和9年12月31日まで(個人は令和10年12月31日まで)で延長はない。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の延長

減税

資産課税 大綱P66

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、その適用期限を3年延長し、令和11年12月31日までとする。
- 医療法人の移行計画の認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額(療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。)にあっては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、本制度を適用する。
- 「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。



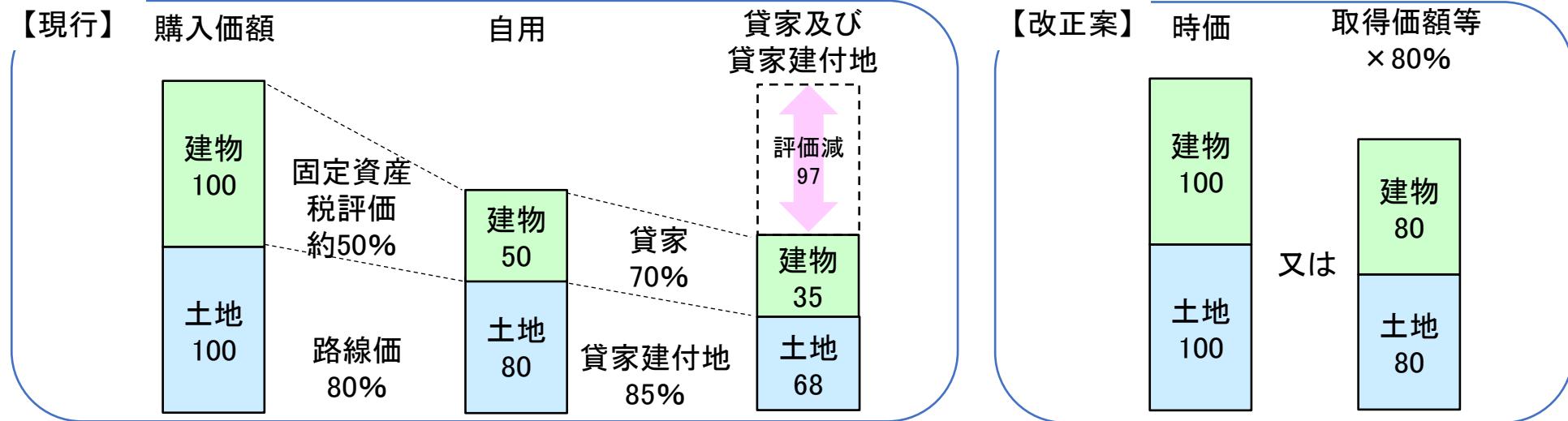
出典: 厚生労働省「令和8年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」

増税

貸付用不動産の評価方法の見直し

資産課税 大綱P82

- 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。
- 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができるところとする。
- 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築した家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。



【ポイント】

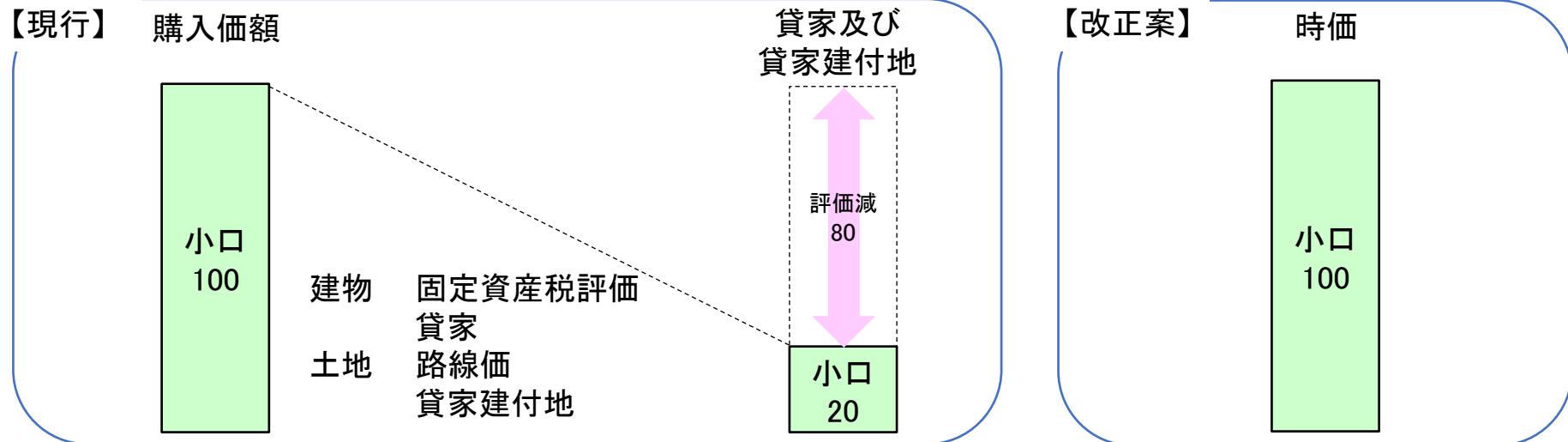
- 相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮して見直しする。
- マンション通達が適用されるものも、貸付不動産の評価対象になる。
- 通達改正なので、非上場株式の純資産価額の計算においても、この改正の影響を受けるものと考えられる。

増税

不動産小口化商品の評価方法の見直し

資産課税 大綱P82

- 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。
- 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができるとしている。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、貸付不動産の評価方法に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。
- 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。



【ポイント】

- 不動産小口化商品の取得時期にかかわらないため、既に所有されている物件も今回の対象になる。

少額減価償却資産の取得価額要件の引き下げ等

増税

減税

法人課税 大綱P86,108-109

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までとする(所得税についても同様とする。)。
- 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げる。
- 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人(現行:500人)を超える法人を除外する。
- この見直しに伴い、租税特別措置の取得価額要件についても見直しを行う(所得税についても同様とする。)。

項目	現行	改正案
対象法人	中小企業者等のうち(通算法人を除く)、常時使用する従業員の数が500人以下の法人※	中小企業者等のうち(通算法人を除く)、常時使用する従業員の数が400人以下の法人※
取得価額	30万円未満	40万円未満
限度額	1年当たり300万円に達するまでの取得価額の合計額	

※特定法人については300人以下
特定法人とは
 ①事業年度開始の時における資本金の額
または出資金の額が1億円を超える法人
 ②通算法人
 ③保険業法に規定する相互法人
 ④投資法人
 ⑤特定目的会社

租税特別措置	対象資産	取得価額要件	
		現行	改正案
中小企業投資促進税制	工具	単品30万円以上かつ合計120万円以上	単品40万円以上かつ合計120万円以上
中小企業経営強化税制	工具及び器具備品	30万円以上	40万円以上
中小企業防災・減災投資促進税制	器具備品	30万円以上	40万円以上

【ポイント】

- 少額減価償却資産の損金算入額について、適用を受ける事業年度ごとの上限額(年間300万円)は変わらない。

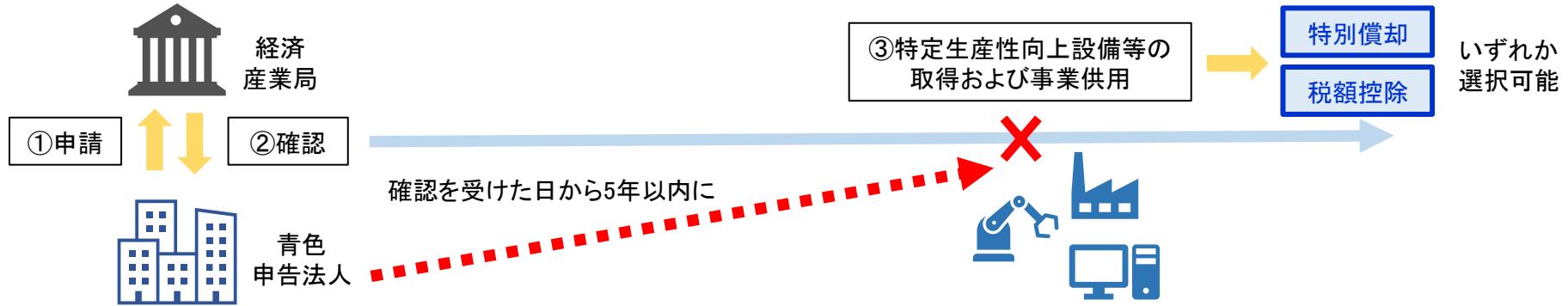
特定生産性向上設備等投資促進税制の創設①

法人課税 大綱P86-88、97

- 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等(仮称)([同法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。](#))に該当するものの取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用(貸付を除く)に供した場合には、特別償却と税額控除との選択適用ができることとする。
- 控除限度超過額の繰越控除は、[産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人\(繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。\)で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとする。](#)
- 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度(口の制度のうち繰越税額控除制度を除く。)の適用を受けることができないこととする。
 - イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
 - ロ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)
 - ハ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

概要

令和11年3月31日まで



特定生産性向上設備等投資促進税制の創設②

増税

減税

項目	内 容		
対象法人	青色申告書を提出するすべての法人(全業種)		
特例措置	区分	措置の内容	
	特別償却	即時償却	
	税額控除	取得価額×7%(建物、建物附属設備、構築物は4%) ※当期の法人税額の20%が上限 (一定の場合には控除限度超過額を3年間繰越し可)	
投資計画 の要件	総投資額	投資利益率	その他
	中小企業者又は農業協同組合等 上記以外の法人	年平均15%以上が 見込まれる	・実現に必要な資金調達手段が記載されていること ・取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ・生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させることであること 等
対象資産	対象設備	金額要件	
	機械装置	単品160万円以上	
	工具及び器具備品	単品120万円以上・単品40万円以上かつ合計120万円以上	
	建物	単品1,000万円以上	
	建物附属設備	単品120万円以上・単品60万円以上かつ合計120万円以上	
	構築物	単品120万円以上	
	ソフトウェア	単品70万円以上	

【ポイント】

- 事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は生産等設備に該当しない。
- 経済産業大臣の確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に取得等をし、事業の用に供した場合に限る。

研究開発税制の見直し① ~戦略技術領域型~

法人課税 大綱P88-90、97

- 産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定(以下「認定」という。)を受けたもの(以下「認定研究開発法人」という。)の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額(一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。)がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%(特別重点産業技術試験研究費の額の場合には50%)の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。

	税額控除率	税額控除上限	繰越控除期間
重点産業技術試験研究費の額	40%	法人税額の10%	3年間※2
上記のうち、特別重点産業技術試験研究費の額※1	50%		

※1 重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同又は重点産業技術共同研究開発機関に委託して行う試験研究費の額

※2 繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。

重点産業技術(仮称)

AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙

【ポイント】

- 対象分野が重点産業技術に限られている。
- 重点研究開発計画につき産業技術力強化法の認定を受ける必要ある。

研究開発税制の見直し② ~戦略技術領域型~

用語	意義
適用期間	重点研究開発計画の認定を受けた日(認定日)から同日以後5年を経過する日(5年経過日)までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日(計画期間終了日)が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいう。
重点産業技術試験研究費の額	認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいう。
特別重点産業技術試験研究費の額	重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。
特定重点研究開発	産業技術力強化法の重点産業技術(仮称)(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であるにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

研究開発税制の見直し③ ~一般型~

増税

減税

法人課税 大綱P90-91、97

- 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までに開始する事業年度について適用する。
 - (イ) 増減試験研究費割合が3%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13\text{分の}8.5$$
 - (ロ) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$$
 - (ハ) 増減試験研究費割合が15%超である場合

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$$
- 増減試験研究費割合が4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が7%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を減算する特例とした上、その適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までに開始する事業年度について適用する。
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までに開始する事業年度について適用する。

研究開発税制の見直し④ ~一般型 控除率~

増税

減税

現行		改正案			
増減試験 研究費割合 (R)	令和8年3月31日までの間に開始する事業年度	増減試験 研究費割合 (R)	令和9年3月31日までの間に開始する事業年度	増減試験 研究費割合 (R)	令和9年4月1日以後に開始する事業年度
12% < R	$11.5\% + (R - 12\%) \times 0.375$ (上限割合: 14%)	12% < R	$11.5\% + (R - 12\%) \times 0.375$ (上限割合: 14%※) ※時限措置は3年延長 (令和11年3月31日までに開始する事業年度)	15% < R	$11.5\% + (R - 15\%) \times 0.375$ (上限割合: 14%※) ※時限措置は3年延長 (令和11年3月31日までに開始する事業年度)
$0 \leq R \leq 12\%$		$0 \leq R \leq 12\%$	$11.5\% + (R - 12\%) \times 0.25$	$3\% < R \leq 15\%$	$8.5\% + (R - 3\%) \times 0.25$
R < 0%	$11.5\% - (12\% - R) \times 0.25$ (下限割合: 1%)	R < 0%	$8.5\% + R \times 8.5 / 30$ (下限割合: 0%)	$R \leq 3\%$	$8.5\% + (R - 3\%) \times 8.5 / 13$ (下限割合: 0%)

【ポイント】

- 令和8年4月1日～令和9年3月31日に開始する事業年度の控除割合は現行と同様になる。

研究開発税制の見直し⑤ ~一般型 控除率~

増税

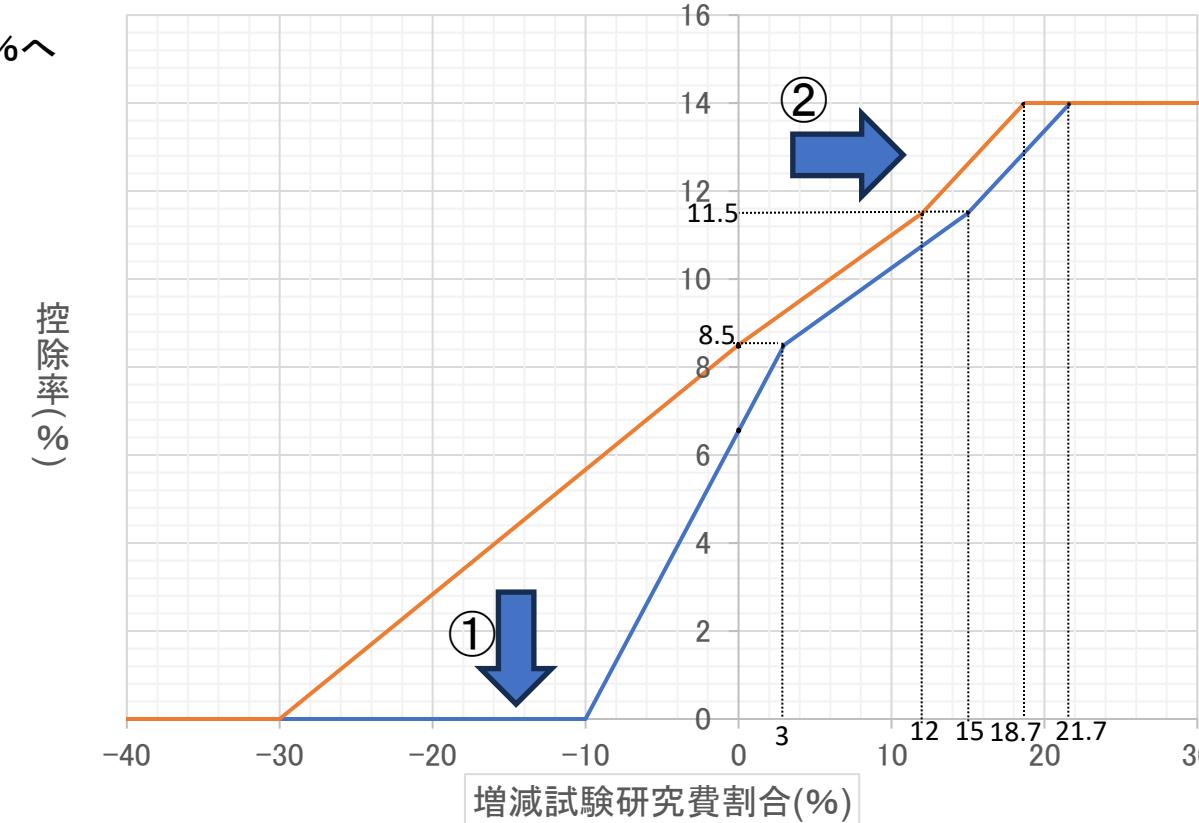
減税

— R9.4.1～
— ~R9.3.31

控除率カーブ(一般型)の見直し

①下限 -30%→-10%へ

②3%右ヘシフト



【ポイント】

- 足元の物価・賃金動向等を踏まえ、控除率カーブについて増減試験研究費割合0%を境に3%分右方向に移動している。
- 増減試験研究費割合-10%以下の場合について、控除率が0%となる。

研究開発税制の見直し⑥～一般型 控除上限～

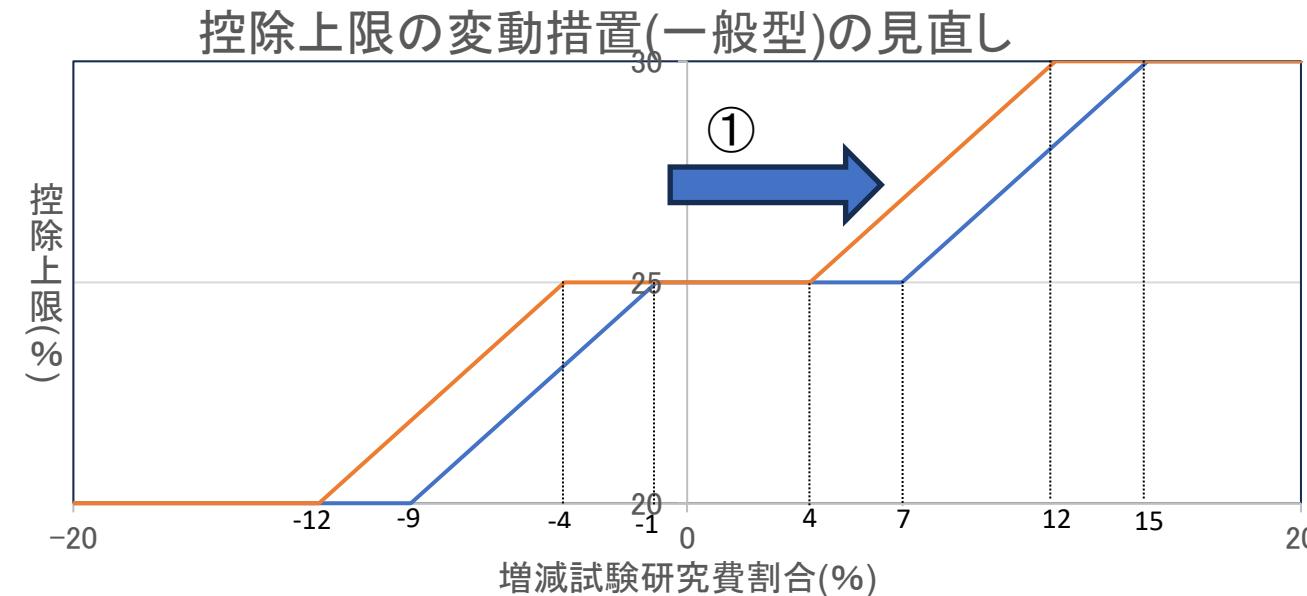
増税

減税

	現行	改正案
一般	<p>【試験研究費割合>10%】 $25\% + \{(試験研究費割合-10\%) \times 2\}$(上限10%)</p>	<p>【試験研究費割合>10%】(延長) $25\% + \{(試験研究費割合-10\%) \times 2\}$(上限10%)</p>
	<p>【増減試験研究費割合≥4%】 ※上記と比較し大きい方を選択 $25\% + (\text{増減試験研究費割合が} 4\% \text{を超える部分} 1\% \text{当たり} 0.625\% \text{ (上限} 5\%))$</p>	<p>【増減試験研究費割合>7%】 ※上記と比較し大きい方を選択 $25\% + (\text{増減試験研究費割合が} 7\% \text{を超える部分} 1\% \text{当たり} 0.625\% \text{ (上限} 5\%))$</p>
	<p>【増減試験研究費割合<-4%】 $25\% - (\text{増減試験研究費割合が} -4\% \text{を下回る部分} 1\% \text{当たり} 0.625\% \text{ (上限} 5\%))$</p>	<p>【増減試験研究費割合<-1%】 $25\% - (\text{増減試験研究費割合が} -1\% \text{を下回る部分} 1\% \text{当たり} 0.625\% \text{ (上限} 5\%))$</p>

— R9.4.1～
— ~R9.3.31

①3%右ヘシフト

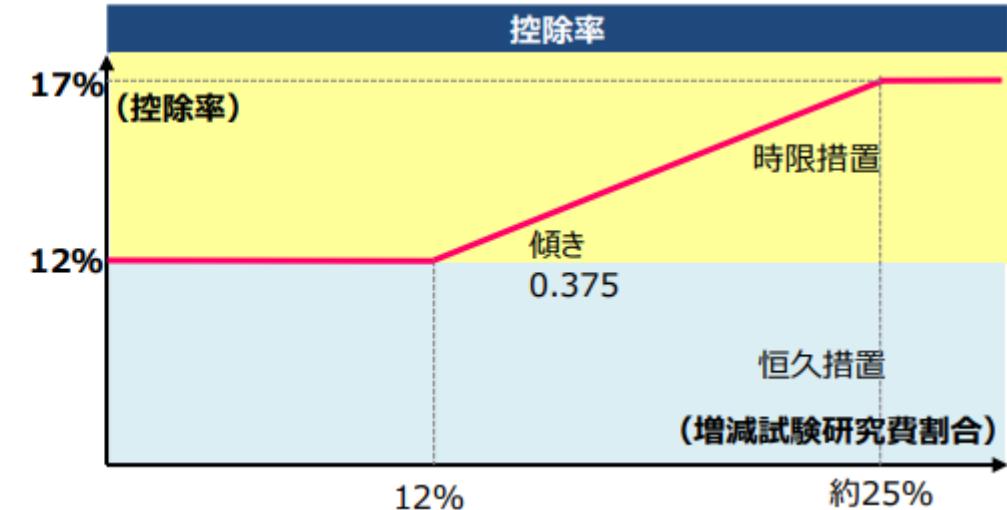
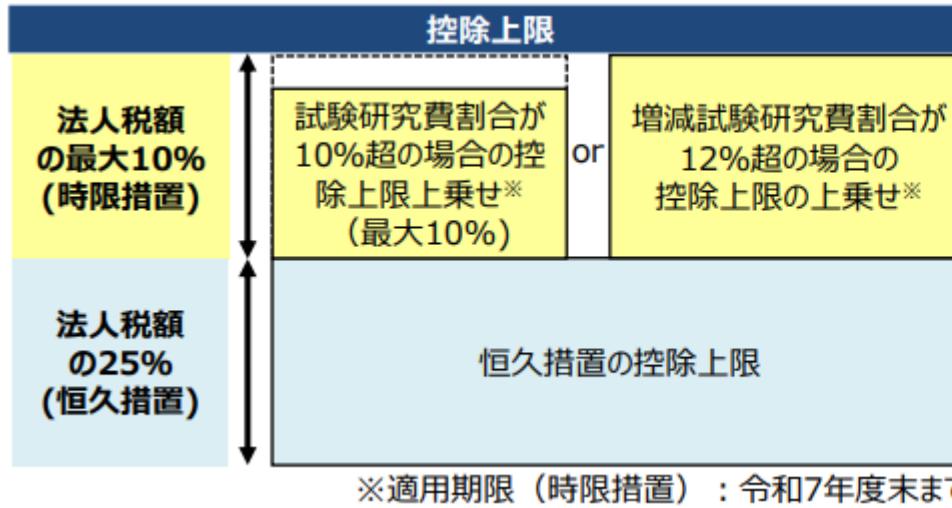


研究開発税制の見直し⑦～中小企業技術基盤強化税制～

法人課税 大綱P91-92、97

- 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までに開始する事業年度について適用する。
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長し、令和11年3月31日までに開始する事業年度について適用する。
- 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。
- 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

【現行】



【ポイント】

- 3年間の繰越しが可能になったことにより、条件付きで赤字企業にも翌期以降、恩恵が受けられるようになった。

賃上げ促進税制の見直し① ~全法人向け、中堅企業向け~

増税

法人課税 大綱P94、97-98

- 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。
- 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

【中堅企業向け】 税額控除要件		税額控除額	
		現行(R6.4.1～R8.3.31)	改正案(R8.4.1～R9.3.31)
継続雇用者給与等 支給増加割合	3%以上	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 10%	廃止
	4%以上	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 25%	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 10%
	5%以上		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%
	6%以上		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 25%
教育訓練費要件		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 5%	廃止
子育て、女性活躍要件		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 5%	
最大控除額 (要件を全て満たした場合)		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 35%	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 30%
控除限度額		法人税額の20%	法人税額の20%

【ポイント】

- 中小企業以外の法人については廃止し、適用期間内も要件等を厳しくすることになった。

増税

賃上げ促進税制の見直し② ~中小企業向け~

法人課税 大綱P94、98

- 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。

		現行	改正案	
賃上げ率及び 税額控除額		賃上げ率:1.5%以上 税額控除額:控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15% 賃上げ率:2.5%以上 税額控除額:控除対象雇用者給与等支給増加額 × 30%		
教育訓練 費	要件	教育訓練費の額 ≥ 比較教育訓練費の額 × 1.05 かつ 教育訓練費の額 ≥ 雇用者給与等支給額の0.05%	廃止	
	加算額	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 10%		
子育て、 女性活躍	要件	厚生労働省の「プラチナくるみん」若しくは「プラチナえるぼし」の認定を受けている 又はくるみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度である		
	加算額	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 5%		
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 45%		控除対象雇用者給与等支給増加額 × 35%	
控除限度額	法人税額の20%			
限度超過額	最長5年間にわたって繰越控除の適用可能			

適用対象法人：中小企業者または農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの

【ポイント】

- 中小企業向けの賃上げ促進税制については、教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止のみ変更となる。

増税

減税

オープンイノベーション促進税制の拡充①

法人課税 大綱P95-97

- 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長し、令和10年3月31日までとする。
- 増資特定株式に係る措置について、次の見直しを行う。
 - イ 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を**2億円以上**(現行:1億円以上)に引き上げる。
 - ロ 下記の改正に伴い、下記により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。
- 発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、次の見直しを行う。
 - イ 取得価額要件を**7億円以上**(現行:5億円以上)に引き上げる。
 - ロ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、**その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとする。**
 - ハ 次頁の改正に伴い、次頁により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。

増税**減税**

オープンイノベーション促進税制の拡充②

法人課税 大綱P95-97

- 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。)を加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

(注1)上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

(注2)上記の特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、前頁の特定株式の要件と同様とする。

(注3)上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、前頁の特定株式の取崩し事由と同様とする。

イ 上記の特定株式の取得から3年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から3年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りでない。

ロ 上記イただし書の場合において、対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなったときは、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ハ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(注4)増資特定株式でその取得の日が令和5年4月1日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式は、この措置の対象外とする。

【ポイント】

- 既存の新規出資型とM&A型の取得価額要件の下限投資金額が引上げとなった。
- M&A型の要件未達による益金算入が当期全額から5年間の均等取り崩しとなった。
- M&A型で3年以内に議決権過半数を有することとなることが見込まれるものも対象となった。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

増税

法人課税 大綱P100-102

- 内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等の**その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む。)を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。**
- 上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、**青色申告の承認の取消事由等**となる。

関連者	法人間に、株式保有割合50%以上の持株関係や役員兼務による実質的支配関係等があるもの
特定取引 (販売費、一般管理費 その他の費用 の額の基準となるもの に限る)	<p>①資産の譲渡又は貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの ・著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。) ・プログラムの著作物 <p>②役務の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の研究開発、広告宣伝等の事業活動 ・資産を使用させる行為、維持及び管理 ・経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供で一定のもの ・以上の役務の提供に類するもの
取引関連書類等	注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類

【ポイント】

- 無形資産にかかるグループ間取引については、その取引金額の計算根拠等を明らかにした状態で書類保存することが求められる。
- 特定取引は関連者が内国法人に対して行う取引を指すため、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を受ける側に義務付けられる。

小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置①

消費課税 大綱P123

- 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となつたこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないとなる課税期間に限る。)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるとする。
- 適格請求書発行事業者が上記の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

基準期間の課税売上高	現行(個人法人を問わない)		改正案(個人事業者に限る)	
	令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで の日の属する課税期間	左の翌課税期間以後	令和9年・令和10年 に含まれる各課税期間	左の翌課税期間以後
5,000万円超	本則課税	本則課税	本則課税	本則課税
5,000万円以下1,000万円超	本則課税 or 簡易課税	本則課税 or 簡易課税	本則課税 or 簡易課税	本則課税 or 簡易課税
1,000万円以下 ・インボイス発行・課税事業者 選択	本則課税 or 簡易課税 or 売上税額の2割措置	本則課税 or 簡易課税	本則課税 or 簡易課税 or 売上税額の3割措置	本則課税 or 簡易課税
1,000万円以下(上記以外)	(原則)免税	(原則)免税	(原則)免税	(原則)免税

【ポイント】

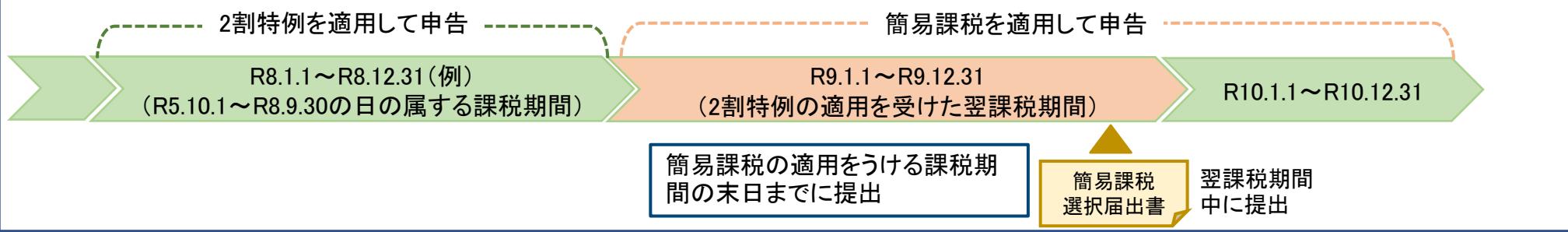
- 第1種事業(卸売業)と第2種事業(小売業)の場合、3割特例よりも簡易課税の方が有利になる。

小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置②

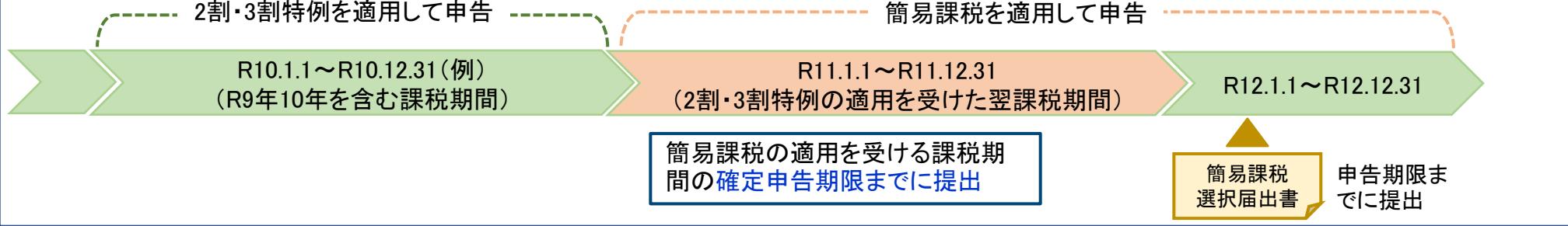
消費課税 大綱P123

- 3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。
- 現行の2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

現行



改正案



【ポイント】

- 2割特例・3割特例が使えなくなる課税期間の確定申告処理中に簡易課税の選択ができるようになった。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

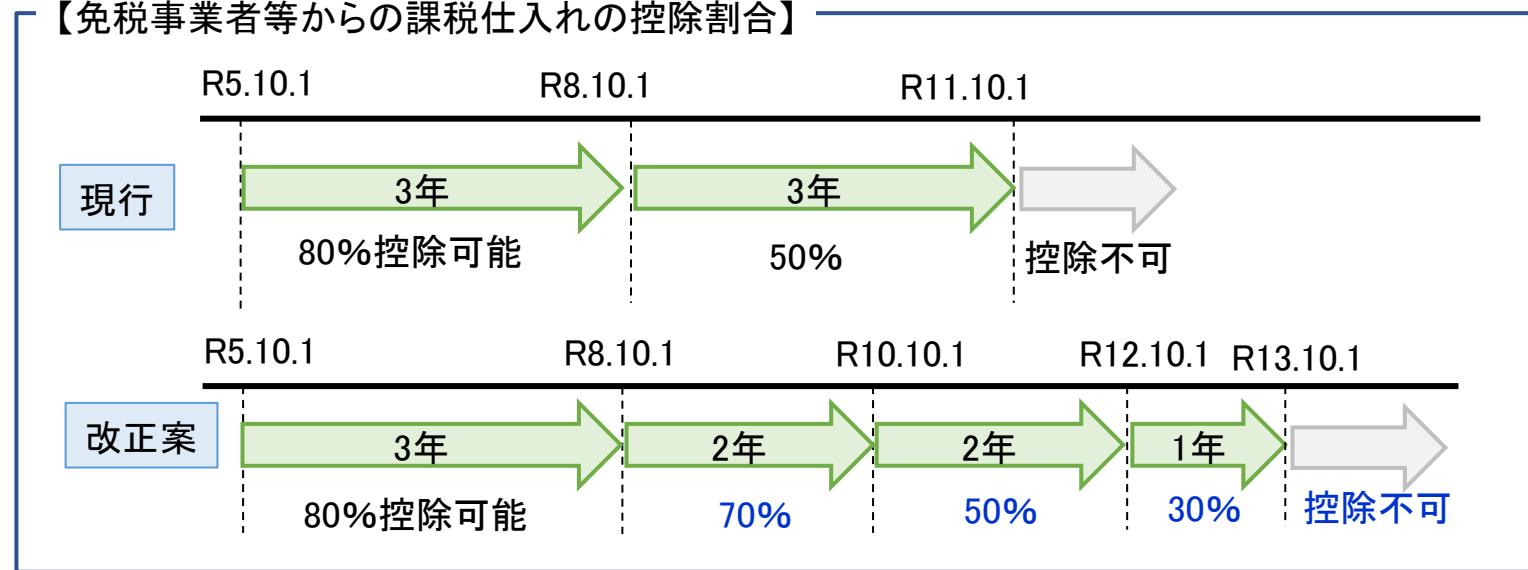
増税

減税

消費課税 大綱P123-124

- 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
 - イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%
 - ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%
 - ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%
 - 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。
- (注)上記の改正は、[令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する](#)。

【免税事業者等からの課税仕入れの控除割合】



【ポイント】

- 控除可能割合は、課税仕入れの日で判定するため、課税期間の途中で変更になる。

増税

国際観光旅客税

消費課税 大綱P128-129

- 国際観光旅客税について、税率を出國1回につき3,000円(現行:1,000円)に引き上げる。
- 令和8年7月1日以後の出國について適用する。ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出國については、現行の税率(1,000円)とする。

項目	内容
納稅義務者	船舶又は航空機により出國する旅客
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶又は航空機の乗員 ・強制退去者等 ・公用船又は公用機(政府専用機等)により出國する者 ・乗継旅客(入國後24時間以内に出國する者) ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出國したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者
税率	出國1回につき3,000円(現行:1,000円)
徴収・納付	<p>①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収(国際旅客運送事業を営む者の運送による出國の場合) 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付</p> <p>②旅客による納付(プライベートジェット等による出國の場合) 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国(税関)に納付</p>

出典:国税庁HP「国際環境旅客税について」を加筆・修正

【ポイント】

- 国際観光旅客税の増税分はパスポート申請手数料の値下げ等の原資とすることで、日本人の海外旅行の負担は軽減される。

納税環境整備に関する改正項目

【個人住民税の退職所得の特別徴収票に関する措置】

納税環境整備 大綱P143-144

- 個人住民税における退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。
- 令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用する。

【固定資産税、不動産取得税の免税点の見直し】

納税環境整備 大綱P148

- 固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円(現行:20万円)に、償却資産に係る免税点を180万円(現行:150万円)にそれぞれ引き上げる。
- 令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 不動産取得税について、土地に係る免税点を16万円(現行:10万円)に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円(現行:23万円)に、その他のものについては1戸につき34万円(現行:12万円)にそれぞれ引き上げる。